
平成21年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第4日）

平成21年6月11日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成21年6月11日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第86号から議案第97号（質疑、付託）
日程第3 請願審査について（付託）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第86号 南丹市税条例の一部改正について（市長提出）
議案第87号 南丹市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
議案第88号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
議案第89号 南丹市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第90号 京都地方税機構の設立について（市長提出）
議案第91号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について（市長提出）
議案第92号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について（市長提出）
議案第93号 平成21年度南丹市一般会計補正予算（第1号）（市長提出）
議案第94号 平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
議案第95号 平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
議案第96号 平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
議案第97号 平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
日程第3 請願審査について

出席議員（25名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	局長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博
総 務 部 長	松 田 清 孝	企画管理部長	上 原 文 和
市 民 部 長	西 村 良 平	福 祉 部 長 兼福祉事務所長	永 塚 則 昭
農 林 商 工 部 長	神 田 衛	土 木 建 築 部 長	山 内 明
上 下 水 道 部 長	井 上 修 男	教 育 次 長	東 野 裕 和
会 計 管 理 者	小 寺 貞 明		

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） ただちに日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、6番、末武徹議員の発言を許します。

末武議員。

○議員（6番 末武 徹君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、丹政クラブ所属の末武徹でございます。議長のお許しを得ましたので、通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

市長におかれましては、課題多い市政の運営に日々ご苦勞をいただいておりますこと、敬意を表するところでございます。また、新型インフルエンザの影響で南丹市への入込客も激変をしております、宿泊所等のキャンセルも続いておりますということをお聞きをしております、経済不況に加えて、このインフルエンザの打撃というものは、非常に南丹市にとっても大きいものがあるというふうに思っております。早く終息宣言が出されて、活気ある南丹市に戻ることを願っております。本日は一般質問三日目でございます、市長をはじめ理事者の皆さん、そして、出席をいただいております幹部職員の皆さん方、大変お疲れだろうというふうに存じますので、私は簡潔に質問をさせていただきます。そういうことでございますので、明解で前向きなご答弁をいただきたいと、こんなことをお願いしながら質問に入らせていただきます。また、私の質問の内容は、昨日、一昨日と他の同僚議員からも出された関連した質問もございしますが、重複する部分もあって恐縮でございますが、私なりに質問をさせていただきます。

3点、一つは南丹市道にかかる橋りょうの老朽度と言いますか、安全度と言いますか、そういった点検結果について1点。2点目は、公共事業における地元業者への発注状況について。3点目は、これも昨日、一昨日とたくさんの議員から質問がございました、新しい地域活性化・経済危機対策臨時交付金について。以上、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、平成20年度予算で南丹市の市道にかかる橋りょうの老朽度、安全度について、この点検が予算化をされまして、順次、その安全度について点検等が進められていると思っておりますが、その進捗状況について、どのぐらい進んで、そのぐらい危ない橋があるのか、安全な橋はいくらあるのかと、はっきりした数値でお答えをいただきたい。また、その中で緊急に補修なり、改修をしなきゃならん橋りょうが、危険な橋りょうがいくらぐらいあるのか、これについてお伺いをいたしたいと思っております。

そして、補修等必要な橋りょうにつきましては、今後の改修、補強計画、これを立て

られておるのか、また改修、補強について、こういった観点で優先順位をつけて、これから取り組もうとされておるのか、市長のご見解をお伺いをいたします。

2点目は、公共事業における地元業者への発注状況についてであります。

これまで市としては、できるだけ地元業者に優先的に仕事を任せていきたいと、こういう方針であるということをお聞きをしてみましたが、平成20年度、地元業者に発注した事業は全体の大体何%ぐらいなのか、アバウトでよろしいのでお答えをいただきたい。

また、地元業者に発注した工事等の中身、どういうふうな種類のものが地元業者に多く発注されておるのか、こういうものが地元でなく、南丹市外のほうでの事業主をお願いしておるといったあたりの色分けを、お教えをいただきたい。これが2点目でございます。

3点目でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてでございます。

政府は去る4月に、21年度補正予算編成において、この臨時交付金総額1兆円を編成をいたしまして、各市町村への交付額を発表したところでございます。この交付金については、南丹市には7億400万円が交付をされるというふうに伺っております。これに関しては、昨日まで何名かの同僚議員の質問に対し、市長は地域の活性化につながるインフラ整備や、また、市民生活の安全・安心に視点を置いて、有効な活用を考えていきたい、今後、国等の動向がはっきりした段階で9月議会を待たず、臨時議会をもって、この活用方途を示していきたい、こういうふうな答弁であったと思いますが、今後この交付金をどのように活用していかれるおつもりか、もう少し具体的なお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

私は、1点目の橋りょうの部分の質問と関連しますが、近い将来どうしても手がけなけりゃならん橋りょうの補修、改良、また学校の耐震化の対策等々に活用をされるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

以上、3点について、この場での第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは末武議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目でございます市道にかかります橋りょうの老朽度点検等につきましてのご質問をいただきました。旧町ごとで橋りょう台帳を整えていただいていたわけですが、合併後、その台帳を整備する中で整合性を図らなければならない、また、現状との確認をしなければならない、そういった台帳整備という意味合いも兼ねまして、健全度を把握することが重要であるということから、市内にございます市道にかかる536の橋を対象にいたしまして、点検調査を実施しておるところでございます。

これは平成20年度から3カ年という計画で、平成20年度は園部、八木区域内の251の点検を行いました。21年度につきましては日吉区域の133の実施に向けて、今、準備を進めておるところでございます。また、平成22年度には美山区域の152の予定をいたしております。こういった中で現在の進捗率、園部、八木分でございますね、46.8%ということになっております。現在この園部、八木区内で点検をいたしました結果、修繕が必要があると認められますのは、21でございます。今後、22年度までに全536の点検を進めていくということにいたしております。当然、この修繕の必要があるということになってまいりますと、修繕をいたさなければならないということになってまいります。今、そういった中でどういうふうな優先度ということでございますが、まずは重要路線のネットワークを構築する橋りょうを重要橋りょうと位置づけなければならないというふうに考えておりますし、また、緊急度の高い橋りょう、こういったことも優先的に考えなければならない、こういうことを計画的に修繕していくという方向で、今、進めておるところでございます。こういった調査資料をもとに、将来にわたる、一つは修繕もございませうけれども、長期にわたって維持管理計画を立てることも必要ですし、また、予防的な維持管理を行っていく必要もあります。今、国のほうでも補助施策をもっていただいておりますが、長寿命化という、できるだけ長くもたすということも提案されておりますので、こういった国の補助制度等も活用しながら、修繕、架け替えへの費用の削減も図っていきたい。安全を守るという観点からも、計画的に実行していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

次に、公共事業での市内業者への発注状況ということでございましたが、全体、平成20年度の公共事業実施にあたりまして、土木一式、建築一式、その他工事と分けまして、全部で230件でございます。全部の公共工事230件のうち、204件を市内業者に発注しております。割合としては88.7%となっております。その中で土木工事につきましては98.9%、建築工事においては93.3%ということになっておりますけれども、その他工事の部分で電気工事とか、また、IT関係の通信工事、舗装工事、水道施設の関連工事等も、このその他工事に含まれておりますけれども、ほぼ、こういった中で市外の業者に発注せざるを得ないというふうな案件があることがその部分でございますので、ご理解をいただきたいというふうに存する次第でございます。

また、地域活性化の経済危機対策臨時交付金等の件につきまして、ご質問をいただきました。

この件につきましては、一昨日からのご質問の中でも、るるお答えいたしておるところでございますけれども、やはり基本的な方針といたしまして、これを活用することによりまして地域経済の活性化を図る。また、身近なそれぞれのご要望をいただいております事業につきまして、対応させていただくということにいたしております。こういった中で20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金についても、地元市内業者の皆さん方に

発注できる事業が中心になっております。今回に予算化におきまして、道路橋りょう、河川、水道、施設改修等の土木建築費約4億円ということになっております。大部分が地元でお世話になれるというふうに考えております。また、地域に密着した団体に対する補助金、干ばつ、また、農道整備等への補助金もございますので、この地域を元気にするという効果を期待いたしておるところでございます。

また、21年度補正で地域活性化・経済危機対策臨時交付金等7億400万円ということ、今、予定をしていただいておりますけれども、これにつきましても当然、同様に市民の皆様方から要望が高く、また、市民生活の安心・安全につながる事業、これを実施することによりまして、地域経済の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

また、今、ご質問の中でご提言をいただきました耐震とか、また橋りょうの改修とかいうふうなことにつきましても、対応を検討いたしたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

末武議員。

○議員（6番 末武 徹君） 前向きな答弁を今日はいただけたなというふうに喜んでおりますが、過疎地域自立促進計画を見ておりますと、美山町内の橋りょう改良で7橋りょうの改良が計画にあがっております。その中身を見ますと、主に由良川上流美山川にかかります生活に欠かせない橋りょうでございます、主に調べますと、昭和37、8年前後に建設をされたもので、大体50年近くが経過をしております、その橋の幅等は、大体軽トラックがなんとかこすれんように走れる狭い幅の橋りょうでございます、なんとか早期の改修、改良が待たれておるところでございます。これは過疎法をもって計画されておる自立促進計画でございますので、今年度末をもって過疎法が期限切れということでございます中で、引き続きこの法の延長を要請をいただいておりますことは承知をしておりますが、この際ですね、過疎法に頼らずに、今申しました臨時対策交付金を使ってですね、危険な橋りょうからなんとか改修、改良を手がけていただけないか、市民に見える形ですね、南丹市市長さん、財政難の中でよう頑張ってはるなど。こういう市民の目に映る動きと言いますか、事業の展開と言いますか、こういうものを思い切って考えられたらどうかと。非常に市内が冷え込んでおりますので、元気が出るような部分を、もっとなさったらどうかと、こういうふうに思っておるところでございますので、再度、市長のお考えをお伺いをいたしたい、こういうふうに思います。

次に、前々回でしたか、CATVの事業完了によりますテレビの共同受信施設の撤去の部分につきまして、私は地元業者に何とかそれぐらいは任せたらどうかということをお願い、そのとき担当部長からは地元業者に任せますと。ただ、旧町の業者にしぼるものではないというただし書きはございましたですけども、地元業者に任せていく方針

だと、こういうふうな答弁をいただいたことを記憶しておるわけですが、実際、仕事を請け負ったNHKアイテックという大阪にある業者でございますが、これが請け負って、その中で市内の業者に下請けをされた部分もいくらかあったというふうには思いますが、どのぐらいの業者があったのか、担当部長に詳しくお伺いをいたしたいとこういうふうに思います。

以上、第2質問といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず第1点目の件につきまして、ご答弁を申し上げます。

過疎法における橋りょうにつきましても、もちろんその対象にしなければならないというふうに考えておりますけれど、今、そういった中で随時538ございますので、大量な数字になっております。当然、その緊急に手がけなければならないという所は応急的な補修、また、抜本的にしなければならない所は計画的に進めていかなければならないということになるわけですが、橋りょうの改修というのが、やはり設計、また調査、また、広げる状況になりますと、土地の問題等ございますので、短時間にすぐできるという部分が課題となってきます。当然、この538の橋りょうをきちんと整理する中で、これは臨時交付金のみならず、やらなければならないことは積極的にやらなければいけないというふうに考えております。今、市民に見えるという事業をというお言葉でございます。私どもも本年の3月補正、また、本年度の当初予算、そして、今回お世話になっております補正予算、こういった中で取り組んでいるもの、できる限り身近に皆様方のご要望を叶えられる事業をということを全面に押し出して、この事業に取り掛かっておるところでございます。どうぞ、ご理解を賜りますように。これからもそういった観点からも努力をいたしたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

第2点目の撤去の件につきましては、担当部長のほうからお答えさせます。

○議長（吉田 繁治君） 上原企画管理部長。

○企画管理部長（上原 文和君） それでは、ただいまの末武議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ケーブルテレビの撤去のことで、以前にもご質問を受けまして、お答えもさせていただいておるんですけども、この共聴テレビの撤去につきましては、NHKの共聴につきましては、NHKの施設になっておりますので、NHKアイテックが施工いたしております。それ以外につきましては市内業者に発注をいたしまして、市内業者のほうで撤去をいたしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 末武議員。

○議員（6番 末武 徹君） 結構でございます。これで私、質問を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、末武徹議員の質問が終わりました。

次に、5番、川勝眞一議員の発言を許します。

川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、丹政クラブ所属、川勝眞一です。それでは議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして、一般質問を行います。

今回、農業振興について、南丹市総合振興計画（地域振興、生活基盤、都市計画）について、21年度補正予算案「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」について、環境計画についての質問を行います。同僚議員と重なる部分がありますが、答弁をお願いいたします。

南丹市は本年4月1日より農地を取得、もしくは貸借する際に下限面積を10aに変更され、今までは園部町と八木町が50aで、日吉町と美山町が30aで定められていました。近隣の状況は、亀岡市では平成18年4月に30aに改正し、京丹波町では、丹波町と瑞穂町が40aで、和知町が50aです。向日市では、平成12年3月に40aに改正されています。そうした中、国内では30年以上も米の生産減反が行われ、拡大する耕作放棄地は放置されたまま、農業人口の6割が65歳と高齢化、また、担い手の高齢化や後継者不足、山間地で進む限界集落化など、農業を取り巻く環境は厳しくなる。全国の耕作放棄地は39万haにものぼり、埼玉県的面積に匹敵する。南丹市での耕作地の総面積は39.1haで、3割が農地への復元が困難になっている状況です。農地法で定める下限面積が市全域10aに改正により、メリット、デメリットがあると思います。Iターン者により人口が増えるのは良いが、心配面は農業の厳しさや畦の草刈り、水路の掃除など、集落の共同作業がわかっていない人が来るのでは。また、3年3作すれば農家住宅が取得でき、申請すれば宅地にもできるように、投機的目的での農地売買を心配します。農業委員会や自治会長、区長が申請書類の内容を適切な審査を行い、誓約書を取り、規制をかけ、無法地帯にならないように行っていただきたい。また、目線を変えて、農業公社、生産組合、企業の農業参入増加に新しい進め方を選択していただきたい。

そこで市長に伺います。農地取得、貸借の面積の大幅な削減についての市の考えは。

また、市町村によっては農家住宅団地をつくり、人口増加に努めているが、南丹市は農家住宅団地などの事業計画についての考えはあるのでしょうか。

次に、バイオマスと液肥についてお伺いします。

南丹市液肥利用協議会が設立され、資源循環型社会の実現のために近畿バイオマス発見活用協議会などが、バイオマス活用討論会を八木町の氷室の郷で開かれ、経済産業省は新エネ百選として、南丹市八木バイオエコロジーセンターを選ばれました。市長は全国の会長もされていますので、バイオマスと液肥などの構想について市長にお伺いしま

す。

南丹市総合振興計画の地域振興で、山陰本線複線化に伴い、八木駅周辺整備を地元と協議が行われると思いますが、本郷地域と9号を結ぶ長谷八木線での踏切移転と開通は、いつなのかをお伺いします。

吉富駅西土地区画整備事業について、今後、市としてどのような協力を行っていくのか、具体的にお尋ねいたします。

交通弱者の足であるバス交通は、市内全体の市営バスの運行状況と園部八木線の見直しを踏まえ、昨日、市長より22年の春を見て、コーディネーターの役割となるとの答弁を聞きました。利用される市民の立場になって、財政面厳しいと思いますが、八木町全体のバス運行形態を考えていただきたい。

南丹市総合振興計画でにぎわいの市街化ゾーン形成で、今後は企業誘致の推進、地元商店街の活性化と共に、JR駅前開発及び再開発事業の推進、住宅地整備、上下水道整備などの市街地整備を進めようとうたっていますが、定住人口は右肩下がりです。都市計画法で市街化区域の指定、線引きが昭和46年12月28日付けで行われ、その後、園部町では4回見直しを行われ、八木町では1回の見直しが実施されましたが、南広瀬地区や大藪地区はあまり変わっていないように思います。にぎわいの市街化ゾーンを考えた都市計画、用途地域の見直しの考え方は。また、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、南丹市都市計画審議会を設置されましたが、市長は、南丹市都市計画マスタープランで市の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方など明確にし、地域別の整備方針などを明らかにし、20年後の市の姿を展望しつつ、おおむね10年間の南丹市の都市づくりの基本的な方針を策定すると言われていたと思いますが、市の将来像や土地利用、都市施設の整備の考えをお伺いいたします。

21年度補正予算案、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、本年度限りで事業実施を行い、22年度への繰越明許はできないと聞いていますが、市長の取り組み、使い方を職員全員が理解されていますか、そこで使い道をお伺いいたします。

最後に、南丹市の環境問題について。

本市には桂川と由良川の二つの水系があり、森林面積は総面積の88%を占めています。この広大な面積を市民と行政が共に環境保全に取り組み、推進することが大切です。現在、南丹市美しいまちづくり条例が制定されていますが、先を見据えて、総合的・計画的な環境基本条例制定の必要があると思いますが、お考えをお聞きします。

それに伴い、南丹市の環境基本計画の考えはどうでしょうか、それもお聞きいたします。

昨日、国は日本の温室効果ガスの排出量を05年に比べ、15%減とする中期目標を発表しました。今、本市でも温室効果ガス排出量等、調査を行われておられますが、調査内容をお伺いいたします。

以上で、第1質問を終わります。市長の考えをお伺いいたします。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝眞一議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目といたしまして、農地法における所有、もしくは賃貸をする下限面積を10aに緩和したことにつきましてのご質問をいただきました。

ご質問の中でもお話いただきましたように、農地の耕作放棄地の増大というのは大変大きな課題になっております。南丹市におきましても、ご質問の中でご指摘をいただいたとおりでございます。こういった中で南丹市農業委員会の皆様方から、多様な担い手の確保により、農地の保全活用が大切であるとのご意見を受け、見直しの検討を行ったところでございます。また、新規就農者でも取得しやすく、また、農業が注目されており、新たな参入を可能にするために市内全域を10aに設定するよう、昨年10月に京都府に意見書を提出し、京都府が本年3月に告示をいただきまして、本年4月1日から、南丹市全域におきまして10aということになったわけでございます。こういった中でメリット、有効に活用しなければならないということでもございまして、まず、それは耕作放棄地の増加を食い止める。こういった中で新規就農者の育成につなげていく。こういうことをメリットとして努力をしていきたいと思っております。失礼いたしました。先ほど京都府に意見書を提出いたしましたのは今年の8月でございました。訂正させていただきます。こういった中でデメリットの面でもございますけれども、農業委員会におきましては下限面積の緩和によって、集落の共同活動が阻害される。また、安易な取得により遊休地化がさらに増えるというようなことが発生しないように、新規就農者につきましては農業委員会総会への出席を求め、取得後の営農計画、また、農家組織等への参入、参画等を確認し、適正な耕作を行えるよう指導していただいております。また、市といたしましてもこのことにつきまして、連携をとりながらやらしていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、農家用住宅団地の課題につきましてのご質問がございました。

新規就農者の確保のためには、住宅のあっせんというのも課題というふうになってくるわけでもございますけれども、現在、京都府、また、京都府農業会議で行っていただいております就農者向けの相談窓口での問い合わせ件数、これは899名、これ20年度でございました。しかしながら、実際の就農者は平成17年度をピークにして、減少しているのが実態でもございまして、南丹市におきましては年間1、2名というのが現状でございます。こういった中で現在のところ、新規就農希望者のある場合には地元の農業委員さん等にご相談をさしていただきまして、住居及び農地等のあっせんをお願いをいたしておるところでもございます。現在のところ、そういうふうな状況でもございますので、今後の需要動向を考えながら、この団地等につきましては考えていかなければならない、検討していかなければならないというふうに考えておるところでもございます。

次に、バイオマス関係のご質問をいただきました。

南丹市バイオスタウン構想につきましては、平成20年の3月に公表いたしまして、これは、先ほどのご質問にもございましたように、八木バイオエコロジーセンターから発生いたします液肥、これを利用促進を図るということを、まず、進めておるところでございます。こういった中で南丹市液肥利用協議会、本年の1月にご関係の皆様方のご尽力、ご理解を賜る中で設立をいただいたところでございます。本年度の利用につきましては、32haの利用をいただくことになっております。目標60haということではじめておるわけでございますけれども、今後も面積の拡大を図っていく所存でございます。これによりまして、施設の排水処理にかかる経費も削減をしていくわけでございます。まず、この液肥利用につきましては八木地区を中心に、これからも拡大を目指して努力をしていきたいというふうに考えております。

また、バイオスタウン構想の中におきましては、下水汚泥、また林地残材、製材工場の残材や食品工場の残さ等々の利用を考えていかなければならないわけでございますけれども、費用対効果という部分もあります。こういったことも観点で検討しながら、鋭意進めていかなければならないというふうに考えておりますが、現在のところ、液肥を中心に推進していくという考えでおりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、山陰本線複線化に伴う八木駅舎等の関係、また、吉富駅周辺の関係につきましてのご質問をいただきました。

これは昨日の答弁の中でも述べさせていただいておるとおりでございますけれども、やはり八木駅の関係につきましては、西口の区画整理事業と歩道を合わせて推進していかなければならないと考えておるところでございます。また、先程ご質問の中でご指摘をいただきました踏切につきましては、現在のところ複線化と同時に暫定的に使用するという方向で進めております。最終的には国道9号との接合の点が課題となっておりますので、複線後、暫定的に使いますけれども、今後、完全な形での開通というのは9号とのかかわりの中でやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、吉富駅西土地地区画整理事業につきましても、昨日、答弁の中でお答えをいたしたところでございますけれども、今、準備委員会のほうで方針決定がなされておらないという現状がございます。今の経済状況等を考える中で中々、準備委員会の中で合意にいたっていないということでございます。昨日も申しましたけれども、市といたしましても準備委員会の皆様方と十分にご相談をさせていただきながら、早期に組合設立にいたるよう努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、バスの関係につきましては、昨日の答弁でも申しました。園部八木線につきましては1便あたり、今、5月現在で1.7人ということでございます。利用者の中では大変時間帯も不便だということもあまして、種々の課題があるわけでございますけれども、バス事業者の皆さん方、また、タクシー事業者、福祉、教育関係の皆様方とも連

携を図る中で、交通弱者といわれる皆様方のご要望に対応するためのコーディネーターとしての役割を、市としても果たしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

次に、市街化区域の課題につきましてのご質問をいただきました。

現在、南丹市における市街化区域面積っていうのは、約1%でございます。ご質問の中でもございましたが、市街化区域の拡大につきましては、市の人口フレームが大きく影響するのが実態でございます。また、南丹市の現在の市街化区域内、未利用地も多くあるのも事実でございますし、人口も若干ではございますが、減少傾向にあるというようにございまして、現在のところ市街化区域の拡大というのは、困難な状況であるというふうに認識をいたしておるところでございます。こういった中で都市計画審議会のことにつきましても、ご指摘をいただいたわけでございますけれども、将来に向けての土地利用、また、市街化形成のことに十分に配慮しながら、審議会の皆様方にもご審議を賜らなければならないというふうに考えておるところでございます。やはり、この点につきましては健全な市街地としての活用を図る、用途地域などの十分な精査をする中で整然とした市街地が形成できるように、努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等につきましてのご質問をいただきました。

この点につきましても、これまでのご質問にお答えをいたしておるところでございますけれども、市民の皆様方からのご要望を十分受け止め、市民生活の安心・安全につながる事業、また、地域活性化につながる事業などを中心にして、努力をしております。

また、今、このことにつきまして、職員が理解しているのかというご質問をいただきました。

20年度の補正、また、21年度の補正というふうなことで、また、こういった形での交付金という制度自体が大変珍しいと言いますか、初めてのケースでもございます。こういった活用につきましては、やはりその趣旨を、また、活用できる範囲を十分に私どもをはじめ、職員全体が受け止めなければならないということで、特に、部長会を中心にして、この辺の情報収集や、また、その内容での周知徹底を、今、図っておるところでございます。特に、まだ21年度補正における経済危機対策臨時交付金につきましては、金額も示されておるんですが、公共事業のほうが、まだ詳しい説明がなされていない部分もございます。この辺の振り分けも含めて、早期に情報収集しまして的確な対応ができるように努力をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきますようによろしく願いいたします。

次に、環境基本条例につきましてのご質問をいただきました。

ご質問でも申していただきましたように、平成18年に南丹市美しいまちづくり条例を制定いたしております。この条例の中に市民、関係者の責務として美しいまちづくり

による良好な環境の形成を求めると共に、自然景観やまち並みの保全、生活環境や水質保全、公害防止、土地開発及び建築の規制などについても規定をいたしておるところでございます。私はこの南丹市美しいまちづくり条例というのは、名称は異なるものの環境基本条例と同一のものであるというふうに認識をいたしております。こういった中で、この美しいまちづくり条例にも則りまして、市内の真に美しいまちづくりを推進していかなければならないというふうに考えておるところでございます。こういった中で、今、様々な地球環境の問題、CO2削減の問題等々大きな論議になっておるところでございます。こういった中で、この南丹市美しいまちづくり条例に基づきまして、環境基本計画を策定していかなければなりません。計画といたしましては本年度から2カ年にわたって、策定作業に入ることになっております。本年度は住民アンケート、また、意識調査などを行うことで、現状分析と資料収集を行うということで、今、進めておるところでございますので、よろしくお願いいたしたいと存ずる次第でございます。

また、温室効果ガス排出等につきましては、南丹市におきまして、地球温暖化対策推進法21条、また京都議定書目標達成計画、これに基づきまして、平成20年3月に南丹市地球温暖化対策実行計画を策定いたしましたところでございます。計画においては平成18年度を基準年度として、市の事務事業に起因して発生する温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量を算出したところ、172の対象施設から5,540tの二酸化炭素が排出されているということが判明しております。平成24年度を目標として、今後、施設の供用が増えます下水道を除いた147の施設で5.5%の削減、下水道を含む全体で4.25%の削減を出しておるところでございます。現在、20年度の二酸化炭素排出量については集計を行っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） お答えありがとうございました。

一つお聞きしますが、農地法取得に関する物件が4月1日以後、何件あったか。また、旧町単位で件数のみを教えていただいたらありがたいと思います。

それと、先ほど新規の参入者の方の件数はいただきましたんで、その件のみお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは担当部長のほうから。

○議長（吉田 繁治君） 神田農林商工部長。

○農林商工部長（神田 衛君） それでは川勝議員のご質問にお答えをいたします。

4月以降ですけれども、これ南丹市全域ってことで旧町ではございませんけれども、

4月で6件、それから5月で4件、それから6月で4件というふうになっております。21年4月以降ということで下限面積が緩和されたわけなんですけれども、4月分につきましては、一応、申請の締切が3月になっておりますので、下限面積は旧の適用をさせていただきます。ですから、現実的には5月、6月という形で下限面積が緩和された基準であがってきたわけなんですけれども、ですから、実際に今まで30aであったのが、それ以下であがってきたというのは1件だけでございます。ですから、緩和されたことによりまして、緩和を持って、ドッと出てきたという状況にはなっておりません。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） どうもありがとうございました。

農地の関係で、やはり近隣の方が、一番農地の近隣の方が一番ご迷惑されますので、パトロール、そして、また書類の審査、その他、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、川勝眞一議員の質問が終わりました。

次に、去る6月9日の高橋芳治議員の一般質問につきまして、答弁に対しまして山内土木建築部長から発言の申し出がありました。これを許します。

山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 6月9日に高橋芳治議員の質問に対して、報告をさせていただきます。質問内容につきましては、八木駅西土地区画整理事業に対する反対者に対して、市としてどのような対応をしているのかというご質問でございました。

区画整理の一つの作業として、境界確定の立会いを拒否をされているものでありまして、この方につきましては、直接の区画整理の区域内の所有者ではなく、隣接する土地の所有者でございます。ですから、区画整理の区域を決定するのに立会いが必要な方があります。この方が拒否をされているという内容につきましては、その原因の一つとしてですけれども、平成20年6月1日に、実は境界確定をするべしで、現地、関係者お集まりをいただいて作業をしたわけなんですけれども、この方につきましては、途中で退席をされましたので、その段階で実は、この方の所有地にあります栗の枝、この栗の枝50cmほどでありますけれども、これがどうも水路のほうに出張っておったと思われまして、この枝を、もう測量業者が切ったという先方の言い分がございまして、測量業者には確認はしたんですけれども、測量業者としては切っていないと。しかし、現実には50cmほどの枝が落ちていたということから、市としてはこの方に対して再三お詫びを申し上げるなり、ご理解をいただく対応はさせていただきました。しかしですね、この方の本旨というか、この境界確定につきましては、そのあと、区画整理の準備委員会の会長さんからも、実は声かけをしていただいております。しかしですね、この方、ほかの案件、いわゆる道路河川課でも進めておるんですけれども、本郷垣内線という道路改良事業がございまして、ここにも1件、実は境界確定ができてない、これにつきましては、実は市と

個人の境界じゃなしに、その原因につきましては、民地と民地、いわゆる個人間同士の境界確定が成立しないというのが大きな要因であろうというふうに思っております。その後、何回か本人さんとは境界立会いのお願いもしましたけれども、先方の言い分としては、変わりはありません。今後ですけれども、この境界につきましては、また、区画の準備委員会の委員さん、あるいはまた、市議員さん等のお力をお借りする中で、今後も、境界確定をしていただくように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもって、一般質問を終わります。

日程第2 議案第86号から議案第97号まで

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第2「議案第86号から議案第97号まで」を一括して議題といたします。

質疑の通告はありません。

この際、特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第86号から議案第97号までについては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第3 請願審査について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第3「請願審査について」を議題といたします。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。

お手元配布の文書表記載の委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は6月24日午前10時より再開をいたします。

各委員長には誠にご苦勞さんですが、付託議案審査につきまして、よろしくお願いを、ご配慮をいただきますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さんでした。

午前10時58分散会
